

当法人への寄付については税制上の優遇措置が受けられます

NPO 法人コミュニティラジオ京都(RADIO MIX KYOTO)は京都市から特例認定 NPO 法人の認定を受けています
(認定有効期間: 令和3年6月17日から3年間)

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの(設立後5年以内のもの)のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

当法人に寄付された方、番組サポーターの方、サポーター会員(個人・団体)の方は、寄付金控除を受けることができます。

■個人の場合

確定申告により、寄付金から2,000円を引いた額の最大50%(所得40%+住民税10%^{※1})が戻ってきます。

確定申告で控除の対象となるのは、確定申告を行う年の前年末までに当法人に入金された寄付です。適用を受けるためには当法人からの証明書(「寄附金受領証明書」)が必要となりますので、必要な方は事務局(電話075-432-5805 mail: jimukyoku@radiomix.kyoto)までご連絡ください。1月1日～12月31日の間のご寄付について、翌年1月中に発行します。



※1※2 住民税(京都市・府民税)も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(府民税2%/市民税8%)です。上図の「年間1万円寄付した場合」の地方税分800円がこれにあたります。

控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせ、内閣府NPOホームページ等にてご確認ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/kojin-kifu> (左記QRコード)



■法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することができます。

特例認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

資本がある法人 (期末資本金の額×0.375%+所得金額※×6.25%)×1/2

資本がない法人 所得金額※×6.25%

※所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄附金の支出額

詳しくは最寄りの税務署へのお問い合わせ、内閣府NPOホームページ等にてご確認ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/houjin-kifu> (左記QRコード)

